



# 民法改正の概要とポイント

## — 契約に関する主な改正点 —

鹿野 菜穂子 Kano Naoko 慶應義塾大学 大学院法務研究科教授

専門は民法、消費者法。著書に、『消費者法と民法』(法律文化社、2013年)、『はじめての契約法 第2版』(有斐閣、2006年)、『メールアドレス民法1 民法入門・総則[第3版]』(法律文化社、2008年)、『基本講義 消費者法[第2版]』(日本評論社、2016年)などがある。

### はじめに

2017年6月、民法の契約に関するルールを大幅に見直す、民法改正法が成立しました(6月2日公布。施行は、公布から3年以内。なお、以下では、現行民法を「現行法」。民法改正法を「改正法」とする)。本改正は、民法が制定されて以来の、財産法分野における最も大きな改正であり、約款に関する規定の新設、賃貸住宅の敷金ルールの明文化、消滅時効規定の見直しなど、消費生活に密接に関連する内容も多く含まれています。

そこで、以下では、本改正の目的ないし理由を確認した後、多くの改正項目の中でも特に消費生活にとって重要な項目をいくつかピックアップして解説したいと思います。

### 改正の理由・目的

今回の改正には、大きく2つの目的があります。

第一は、「ルールの現代化」です。現行法の契約に関する規定の多くは、約120年前(1896年)に制定されたときのままでの内容です。しかし、この120年の間に、契約を取り巻く社会経済の状況は大きく変化しました。例えば、今日では日常的な取引の多くが約款を用いて行われていますが、現行法には、約款に関する規定はありませんでした。また、現行法には一般の消滅時効期間とは別に種々の短期消滅時効の規定が設けられていましたが、今日の社会ではその合理性が疑問視されていました。そこで、社会経済の変化へ

の対応を図ることが必要だと考えられたのです。

第二は、民法を国民に分かりやすいものにするのであり、「ルールの明確化」と表現することができます。もともと、約120年前に制定された現行法は、専門家向けで分かりにくいところがありました。しかも、制定後120年の間に、判例等が解釈を通して形成してきた多くのルールの蓄積がありますが、それは条文からは分かりにくいものとなっていました。そこで、今回の改正で、確立した法理や判例のルールについては、できるだけこれを明文化し、それによってルールの明確化を図ろうとしたのです。

### 改正の概要とポイント

#### 1. 約款規定の新設

事業者は多くの契約において、取引条件をあらかじめ定めた「約款」を用いています。例えば、電車やバスに乗る際の旅客運送約款、電気やガスの供給に関する約款、ホテルに宿泊する場合の宿泊約款、携帯電話の通信契約における約款など、多様です。このような場合、多数の相手との取引を画一的に処理することに一定の合理性があり、また、取引の時間とコストの削減という意味では、約款を用いることに当事者双方にメリットがあります。しかし、消費者の立場においては、約款の存在や内容について十分認識せずに契約をし、後に問題が生じたときに自己に不利な内容の約款条項を知らされて驚くというようなトラブルもありました。

既に消費者契約法には、消費者契約における消費者に不利な内容の契約条項を無効とする規定があります。しかし、消費者契約法の規定は、「約款」という取引形態に即したのではなく、約款が契約の内容になるための要件など、約款特有の問題については定めていません。また、約款は事業者間取引でも用いられていることがありますが、消費者契約法は、消費者と事業者との間の契約にしか適用されません。

そこで、今回の改正で、約款に関する3カ条の規定を民法に設けました(改正法548条の2～548条の4)。そこでは、まず「定型約款」という概念を設け、定型約款が契約の内容になるための要件、定型約款の内容の表示(開示)に関するルール、不当条項・不意打ち条項規制に関するルール、約款を相手方との合意なく変更するための要件などを定めました。

## 2. 売主や請負人の担保責任

購入した商品に契約に反する不具合があった場合、買主はこれまでも売主(買ったお店など)に対して権利を主張することはできました。しかし、特に建物や、中古のパソコンや車など、個性に着目した物(特定物)を購入した後に、目的物に不具合が見つかった場合において、買主がとることのできる手段は、規定のうえでは不明確なところがあり、解除や損害賠償請求のほか、どのような場合に修理や交換、値引き(減額)などを請求できるのかは、必ずしも明確ではありませんでした。規定相互のバランスが欠けているところもありました。

また、例えば建設会社に住宅の建築を注文したけれど、その建物に契約に反する不具合があった場合など、請負に関するルールにも、不明確な部分や合理的でない部分がありました。

そこで、売買や請負において、引き渡された物が契約で予定された品質や性能を欠いていた場合(契約不適合)の規定を整理し、追完請求権、代金減額請求権、解除権、損害賠償請求権など

を、その要件も含めて明確化しました(改正法562～564条、559条)。

## 3. 賃貸借における敷金ルールの明文化

家や部屋を借りたときに大家や管理会社に預ける「敷金」は、基本的に、家賃の滞納分や、借主(賃借人)の不注意が原因で必要になった修繕費などの支払いに充て、残った額は返還されるというものです。特別な合意(特約)がなければ、通常の使用による損耗や経年変化などの修繕は、賃借人の負担で行います。

しかし、現行法には原状回復の具体的範囲や敷金に関する規定は存在せず、そのためかつては、明確な特約がないにもかかわらず、賃貸借終了後に、修繕費等の名目で経年劣化した壁紙の張り替え費用などが敷金から差し引かれ、敷金はほとんど返還されないなどのトラブルが度々問題になっていました。その後、判例によって通常損耗の取扱いや敷金に関するルールが明確化されてきたものの、民法の規定からはなお分かりにくい状態でした。そこで、今回の改正で、退去時の賃借人の原状回復義務には、通常損耗などは含まれないことや(改正法621条)、敷金に関する原則的なルール(改正法622条の2)の明文化が行われました。

## 4. 消滅時効規定の見直し

現行法では、債権の消滅時効の期間について、原則的には10年としながら、飲食店の代金は1年、弁護士費用は2年、医療機関の診療費は3年などと、業種ごとに短期の時効期間が細かく定められていましたが、複雑であり、しかも今日の社会ではこのような区別の合理性も見出しにくいものとなってしまいました。

そこで、今回の改正では、お金の貸し借りや商品やサービスの代金も含め、債権の原則的な時効期間が整理され、債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年、権利を行使することができる時(客観的起算点)から10年で統一されました(改正法

166条1項1～2号)。これによって、飲食店の飲食料や医師の診療債権なども、5年が経過するまでは請求できるようになります。

ただし、すべてが一律5年・10年ではなく、例外もあります。不法行為による損害賠償請求権については、原則として主観的起算点から3年、客観的起算点から20年とする従来の規定が維持されています(改正法724条1～2号)。一方、債務の不履行であれ不法行為であれ、生命・身体への侵害による損害賠償請求権については、その法益の重要性にかんがみ、一般の時効期間より長く、主観的起算点から5年、客観的起算点から20年とする特則が設けられました(改正法167条、724条の2)。

### 5. 保証ルールの見直し

従来、「個人保証」をめぐるトラブルは後を絶ちませんでした。例えば、事業を営んでいる親戚から、「融資を受けるために保証人を立てる必要がある。迷惑はかけないので保証人になってほしい」などと言われて、情誼上断り切れず保証人になるというケースです。この場合、いくら「迷惑はかけないから」と言われたとしても、その融資を受けた本人(主たる債務者)が返済できなくなると、保証人が代わりに返済をしなければなりません。債権者から突然支払いを求められた保証人が支払いに窮し、破産してしまうというケースもしばしばありました。保証人には、そもそも保証を引き受ける時点で、主たる債務者の返済能力等、その保証のリスクに関する十分な情報が与えられていないことも少なくなかったのです。

既に2004年には、民法の保証に関する規定の一部改正が行われ、書面を要件としたり、特にリスクが高い貸金等の「根保証(継続的な取引から生ずる不特定の債務をまとめて保証すること)」について一定の制限を設けるなどの対策が講じられましたが、いまだ十分ではありませんでした。

そこで、今回の改正で、根保証に関するルールの対象を個人根保証契約に広げて徹底することや、保証人に対する情報提供のルールを設けること、事業のための債務について個人が保証人になるときは公正証書要件を課すことなど、保証に関する新たなルールが設けられました(改正法465条の2～465条の10)。

### 6. 変動法定利率の採用

利息が生ずる場合において当事者間で利率について合意をしていなかった場合や、法律の規定に基づいて発生する利息(法定利息)の利率については、「法定利率」が適用されます。現行法では、法定利率は固定的な数字で、年5%と定められていました(商法では、商事法定利率について年6%とされていました)。しかし、経済情勢の変動とそれに伴う市場金利の変動にもかかわらず、常に5%という固定的な利率を適用することは合理的ではありません。特に今日のように、市場ではゼロ金利時代といわれるなかでは、法定利率5%は高過ぎると感じられますが、逆に30年前のように市場金利が高くなれば、5%は低過ぎると感じられるかもしれません。

そこで、今回の改正では、法定利率について、固定制を廃止して、3年ごとの「変動制」を採用することになりました。また、商事法定利率の特則も廃止し、統一的な利率が適用されることになりました。改正法が施行する時点では、年3%でスタートする予定です(改正法404条)。

## おわりに

以上において、消費生活に関係の深い民法改正項目のポイントを、ごく簡単に説明しました。同改正法には、ほかにも多くの項目が含まれています。消費者問題にかかわる方々においても、事業者においても、約3年後の施行までに、改正法を理解し、改正に向けた対応を準備することが肝要です。